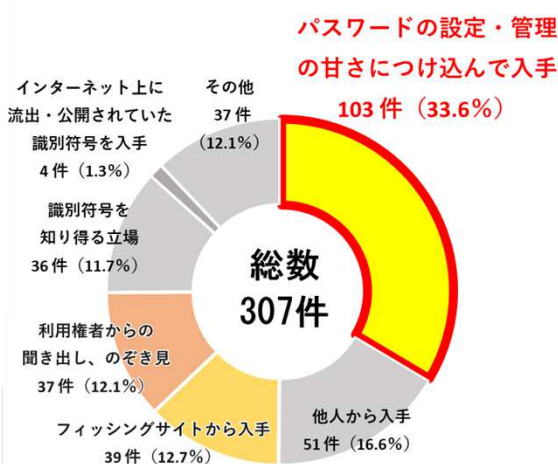
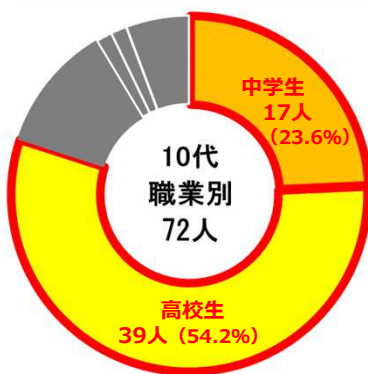
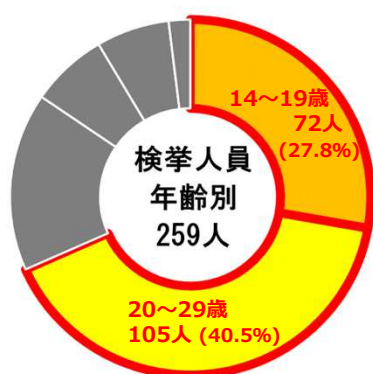


不正アクセスは他人事じゃない！

不正アクセスとは、他人のIDやパスワードを使用して不正にコンピュータに侵入する犯罪です。

不正アクセス禁止法違反事件の被疑者の年齢・職業及び犯行手口

- 被疑者は若い世代が多く、10代の約54%が高校生、約24%が中学生。
- 犯行手口は利用者のパスワードの設定・管理の甘さにつけ込む手口が多い。
- 他人のID・パスワードをフィッシングサイトから入手する手口もみられる。



出典：警察庁「令和6年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」

皆さんに知ってもらいたいこと

- 覚えやすくて、簡単なパスワードは使わない。
- 指紋や顔など生体認証を用いたロックを使う。
- 親しい友達であっても、ID・パスワードを教えない。
- 他人のID・パスワードを盗み取ったりしない。
- 他人のID・パスワードで勝手にログインしない。



← もっと対策を知りたい方は、警察庁ホームページへ
<https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/index.html>

被害に遭ってしまったら警察に通報・相談してください →

最寄りの警察署又はサイバー犯罪相談窓口 <https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/soudan.html>



愛知県警察サイバー犯罪対策課は、X（旧ツイッター）や愛知県警察ホームページでサイバー犯罪被害防止に役立つ情報を発信しています！
サイバー犯罪被害防止対策にぜひご活用ください！



⚠️ みんなも考えよう！これってだいじょうぶ？ ⚠️ ～被害者にも加害者にもならないために～

事例 1

気になる人のSNSアカウントのID・パスワードが分かったぞ！
ログインしてDMを見るだけなら大丈夫だろう 😊

不正アクセス禁止法違反（不正アクセス行為）
罰則：3年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金

他人のIDやパスワードでアクセスする行為は**犯罪**です！
みんなも勝手にアクセスされるのは嫌ですね。

事例 2

AIを使って偽サイトが簡単に作れるみたいだ！
本当に引っかけられる人がいるか試してみたいなあ、
ちょっと試すだけだから大丈夫だろう 😊

不正アクセス禁止法違反（フィッシング行為）
罰則：1年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金

フィッシング行為は**犯罪**です！
みんなも大事な個人情報等を盗まれるのは嫌ですね。

実際にありました

他人のIDとパスワードを使って、通信事業者のサーバに
ログインし、eSIMを入手した少年が逮捕されました。
(不正アクセス禁止法違反、電子計算機使用詐欺の疑い)

「ちょっとだけ」「ばれないだろう」は**危険な考え**です！

愛知県警察サイバー犯罪対策課は、X（旧ツイッター）や
愛知県警察ホームページでサイバー犯罪被害防止に役立つ
情報を発信しています！
サイバー犯罪被害防止対策にぜひご活用ください！



愛知県警察
ホームページ



サイバー犯罪対策課
X（旧ツイッター）

